

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長殿

原子力発 第14157号
平成26年10月14日

四国電力株式会社
常務執行役員
原子力本部原子力部長 山田 研二

伊方発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、原子力規制委員会組織規則の改正に伴う国の通報先の変更および原子力災害発生時における原子力事業者間協力協定の協力体制等が変更されます。

つきましては、伊方発電所原子力事業者防災業務計画に記す原子力災害発生時における通報先および原子力災害発生時における他の原子力事業者への協力体制等を、同防災業務計画の修正までの期間、下記のとおり運用しますので、ご連絡申し上げます。

敬具

記

・変更内容

1. 伊方発電所原子力事業者防災業務計画に記す原子力災害発生時における原子力規制庁原子力防災政策課への通報先を、原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課に変更する。
2. 原子力災害発生時における他の原子力事業者への協力要請時期を原子力災害対策特別措置法第10条に基づく特定事象発生の通報を実施した場合に変更する。
3. 原子力災害発生時における他の原子力事業者への協力要員数および貸与資機材数を変更する。

・運用開始日

平成26年10月14日（火）

なお、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に係る事項については、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」締結後とする。

・添付資料

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （１／９）

修 正 前	修 正 後	理 由
(d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (2) E R C への派遣 東京支社の災害対策本部長は、国の関係機関から、E R C の運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、災害対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣 災害対策本部（高松）の本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた施設の候補の中から適切な拠点を選定し、災害対策要員およびその他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材および原子力災害対策活動で使用する資料の輸送を、陸路を原則として実施する。 なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、別図 2－2 1 に示す複数の拠点により必要な広さおよび業務を分散させる。また、放射線管理等の業務については、警戒区域の設定範囲により柔軟に対応することが必要なため、あらかじめ設定することは困難なことから、候補を選定しておく。 a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項 (a) 発電所への物資、要員の派遣 (b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理 (4) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の協力の要請 <u>発電所の災害対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、災害対策総本部長に要請する。</u> これを受けて、災害対策総本部長は、他の原子力事業者、<u>原子力緊急事態支援組織</u>の協力を要請する。 1 4. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣 災害対策総本部長は、原子力災害合同対策協議会が設置された場合、災害対策本部（松山）の本部長または副本部長を派遣する。	(d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 (2) E R C への派遣 東京支社の災害対策本部長は、国の関係機関から、E R C の運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、災害対策要員の派遣その他必要な措置を講じる。 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣 災害対策本部（高松）の本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた施設の候補の中から適切な拠点を選定し、災害対策要員およびその他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材および原子力災害対策活動で使用する資料の輸送を、陸路を原則として実施する。 なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、別図 2－2 1 に示す複数の拠点により必要な広さおよび業務を分散させる。また、放射線管理等の業務については、警戒区域の設定範囲により柔軟に対応することが必要なため、あらかじめ設定することは困難なことから、候補を選定しておく。 a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項 (a) 発電所への物資、要員の派遣 (b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理 (4) 他の原子力事業者の協力の要請 <u>災害対策総本部長は、別表 2－2 または別表 2－3 に該当する事象の発生について通報を実施した場合、他の原子力事業者からの協力を要請する。</u> <u>(5) 原子力緊急事態支援組織の協力の要請</u> <u>発電所の災害対策本部長は、別表 2－2 または別表 2－3 に該当する事象の発生について通報し、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、災害対策総本部長に要請する。</u> <u>これを受けて、災害対策総本部長は、原子力緊急事態支援組織の協力を要請する。</u> 1 4. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣 災害対策総本部長は、原子力災害合同対策協議会が設置された場合、災害対策本部（松山）の本部長または副本部長を派遣する。	事業者間協力協定改正に伴う変更 ※事業者間協力協定締結後より運用開始

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （2／9）

修 正 前	修 正 後	理 由
第5章 その他 第1節 他の原子力事業者への協力 1. 社長は、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。 2. 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力部長からの要請に応じ、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について、別表6－1に示す原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。 （1）環境放射線モニタリング （2）身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 （3）住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定 （4）放射性物質による汚染が確認されたものの除染	第5章 その他 第1節 他の原子力事業者への協力 1. 社長は、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合<u>もしくはそのおそれがある場合</u>、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。 2. 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力部長からの要請に応じ、次に掲げる<u>緊急時</u>モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について、別表6－1に示す原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。 （1）<u>緊急時</u>モニタリング （2）身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定 （3）住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定 （4）放射性物質による汚染が確認されたものの除染	事業者間協力協定改正に伴う変更 ※事業者間協力協定締結後より運用開始

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (3/9)

修 正 前	修 正 後	理 由
別図2-5 非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路 (発電所内での事象発生時の通報連絡経路)	別図2-5 非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路 (発電所内での事象発生時の通報連絡経路)	原子力規制庁体制変更に伴う変更 ※平成26年10月14日より運用開始

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (4/9)

修正前	修正後	理由
別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路 発電所 事象発見者 連絡責任者 連絡当番者 原子力防災管理者 愛媛県庁(原子力安全対策課) 愛媛県原子力センター 愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室) 伊方町(政策推進課 原子力対策室) 八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町 愛媛県警察本部 八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署 八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域消防事務組合消防本部、伊予市消防等事務組合消防本部 松山海上保安部、宇和島海上保安部 地区連絡要員(亀浦、島津、九町) 山口県庁(防災危機管理課) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課(原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 四国経済産業局 伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官) 内閣官房 内閣府 政策統括官付 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 原災法第10条第1項に基づく通報先 一斉FAX 電話によるFAX着信確認 電話によるFAX送信連絡	別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路 発電所 事象発見者 連絡責任者 連絡当番者 原子力防災管理者 愛媛県庁(原子力安全対策課) 愛媛県原子力センター 愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室) 伊方町(政策推進課 原子力対策室) 八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町 愛媛県警察本部 八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署 八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域消防事務組合消防本部、伊予市消防等事務組合消防本部 松山海上保安部、宇和島海上保安部 地区連絡要員(亀浦、島津、九町) 山口県庁(防災危機管理課) 原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 四国経済産業局 伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官) 内閣官房 内閣府 政策統括官付 参事官付 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 原災法第10条第1項に基づく通報先 一斉FAX 電話によるFAX着信確認 電話によるFAX送信連絡	原子力規制庁体制変更に伴う変更 ※平成26年10月14日より運用開始

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (5/9)

修正前	修正後	理由
別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路 原災法第10条第1項に基づく通報先 一斉FAX 通常FAX 電話によるFAX着信確認 電話によるFAX送信連絡	別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路 原災法第10条第1項に基づく通報先 一斉FAX 通常FAX 電話によるFAX着信確認 電話によるFAX送信連絡	原子力規制庁体制変更に伴う変更 ※平成26年10月14日より運用開始

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (6/9)

修 正 前	修 正 後	理 由
別図2-14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路	別図2-14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路	原子力規制庁体制変更に伴う変更 ※平成26年10月14日より運用開始

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (7/9)

修正前	修正後	理由
別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路 愛媛県庁（原子力安全対策課） 愛媛県原子力センター 愛媛県南予地方局八幡浜支局（総務県民室） 伊方町（政策推進課 原子力対策室） 八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町 愛媛県警察本部 八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署 八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予市消防等事務組合消防本部 松山海上保安部、宇和島海上保安部 地区連絡要員（亀浦、島津、九町） 山口県庁（防災危機管理課） 原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災政策課（原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 四国経済産業局 伊方原子力規制事務所（原子力防災専門官） 内閣官房 現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター） 愛媛県災害対策本部 ※ 伊方町災害対策本部 ※ 原子力災害対策本部（内閣府内）または関係省庁事故対策連絡会議 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 発電所災害対策本部 災害対策本部長 情報連絡班 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路 愛媛県庁（原子力安全対策課） 愛媛県原子力センター 愛媛県南予地方局八幡浜支局（総務県民室） 伊方町（政策推進課 原子力対策室） 八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町 愛媛県警察本部 八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署 八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予市消防等事務組合消防本部 松山海上保安部、宇和島海上保安部 地区連絡要員（亀浦、島津、九町） 山口県庁（防災危機管理課） 原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課（原子力規制委員会） 内閣府（内閣総理大臣） 四国経済産業局 伊方原子力規制事務所（原子力防災専門官） 内閣官房 現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター） 愛媛県災害対策本部 ※ 伊方町災害対策本部 ※ 原子力災害対策本部（内閣府内）または関係省庁事故対策連絡会議 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 発電所災害対策本部 災害対策本部長 情報連絡班 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	原子力規制庁体制変更に伴う変更 ※平成26年10月14日より運用開始

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (8/9)

修正前	修正後	理由
別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬時の事象発生時の情報連絡経路 ：原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ※：災害対策本部等が設置されている場合に限る。	別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬時の事象発生時の情報連絡経路 ：原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ※：災害対策本部等が設置されている場合に限る。	原子力規制庁体制変更に伴う変更 ※平成26年10月14日より運用開始

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 修正前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （9／9）

修 正 前	修 正 後	理 由																																																																																																
別表6-1 他の原子力事業者への原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>協力要員派遣人数・資機材貸与準備数</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>協力要員（人）</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>GM汚染サーベイメーター（台）</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイメーター（台）</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメーター（台）</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>ダストサンプラー（台）</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>個人線量計（ポケット線量計）（個）</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>高線量対応防護服（着）</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>全面マスク（個）</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>タイベックスーツ（着）</td><td>1,500</td><td></td></tr> <tr><td>ゴム手袋（双）</td><td>3,000</td><td></td></tr> <tr><td>遮へい材（枚）</td><td>100</td><td></td></tr> <tr><td>放射能測定用車両（台）</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>ホールボディカウンタ</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>Ge半導体試料放射能測定装置</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト（台）</td><td>2</td><td>保有台数を記載</td></tr> </tbody> </table> 1. 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。 2. 準備数量については、全て程度とする。 3. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。 4. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。	項 目	協力要員派遣人数・資機材貸与準備数	備 考	協力要員（人）	3		GM汚染サーベイメーター（台）	3		NaIシンチレーションサーベイメーター（台）	1		電離箱サーベイメーター（台）	1		ダストサンプラー（台）	3		個人線量計（ポケット線量計）（個）	50		高線量対応防護服（着）	10		全面マスク（個）	50		タイベックスーツ（着）	1,500		ゴム手袋（双）	3,000		遮へい材（枚）	100		放射能測定用車両（台）	1		ホールボディカウンタ	1		Ge半導体試料放射能測定装置	1		可搬型モニタリングポスト（台）	2	保有台数を記載	別表6-1 他の原子力事業者への原子力防災要員および災害対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>協力要員派遣人数・資機材貸与準備数</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>協力要員（人）</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>GM汚染サーベイメーター（台）</td><td>18</td><td></td></tr> <tr><td>NaIシンチレーションサーベイメーター（台）</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメーター（台）</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>ダストサンプラー（台）</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>個人線量計（ポケット線量計）（個）</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>高線量対応防護服（着）</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>全面マスク（個）</td><td>50</td><td></td></tr> <tr><td>タイベックスーツ（着）</td><td>1,500</td><td></td></tr> <tr><td>ゴム手袋（双）</td><td>3,000</td><td></td></tr> <tr><td>遮へい材（枚）</td><td>100</td><td></td></tr> <tr><td>放射能測定用車両（台）</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>ホールボディカウンタ</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>Ge半導体試料放射能測定装置</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型モニタリングポスト（台）</td><td>2</td><td>保有台数を記載</td></tr> </tbody> </table> 1. 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、よう素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。 2. 準備数量については、全て程度とする。 3. 可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。 4. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。	項 目	協力要員派遣人数・資機材貸与準備数	備 考	協力要員（人）	15		GM汚染サーベイメーター（台）	18		NaIシンチレーションサーベイメーター（台）	1		電離箱サーベイメーター（台）	1		ダストサンプラー（台）	3		個人線量計（ポケット線量計）（個）	50		高線量対応防護服（着）	10		全面マスク（個）	50		タイベックスーツ（着）	1,500		ゴム手袋（双）	3,000		遮へい材（枚）	100		放射能測定用車両（台）	1		ホールボディカウンタ	1		Ge半導体試料放射能測定装置	1		可搬型モニタリングポスト（台）	2	保有台数を記載	事業者間協力協定改正に伴う変更 ※事業者間協力協定締結後より運用開始
項 目	協力要員派遣人数・資機材貸与準備数	備 考																																																																																																
協力要員（人）	3																																																																																																	
GM汚染サーベイメーター（台）	3																																																																																																	
NaIシンチレーションサーベイメーター（台）	1																																																																																																	
電離箱サーベイメーター（台）	1																																																																																																	
ダストサンプラー（台）	3																																																																																																	
個人線量計（ポケット線量計）（個）	50																																																																																																	
高線量対応防護服（着）	10																																																																																																	
全面マスク（個）	50																																																																																																	
タイベックスーツ（着）	1,500																																																																																																	
ゴム手袋（双）	3,000																																																																																																	
遮へい材（枚）	100																																																																																																	
放射能測定用車両（台）	1																																																																																																	
ホールボディカウンタ	1																																																																																																	
Ge半導体試料放射能測定装置	1																																																																																																	
可搬型モニタリングポスト（台）	2	保有台数を記載																																																																																																
項 目	協力要員派遣人数・資機材貸与準備数	備 考																																																																																																
協力要員（人）	15																																																																																																	
GM汚染サーベイメーター（台）	18																																																																																																	
NaIシンチレーションサーベイメーター（台）	1																																																																																																	
電離箱サーベイメーター（台）	1																																																																																																	
ダストサンプラー（台）	3																																																																																																	
個人線量計（ポケット線量計）（個）	50																																																																																																	
高線量対応防護服（着）	10																																																																																																	
全面マスク（個）	50																																																																																																	
タイベックスーツ（着）	1,500																																																																																																	
ゴム手袋（双）	3,000																																																																																																	
遮へい材（枚）	100																																																																																																	
放射能測定用車両（台）	1																																																																																																	
ホールボディカウンタ	1																																																																																																	
Ge半導体試料放射能測定装置	1																																																																																																	
可搬型モニタリングポスト（台）	2	保有台数を記載																																																																																																